

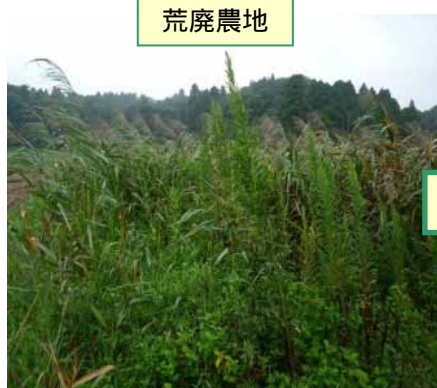
【再生利用交付金】 荒れている農地をいきかえらせる取組を支援します。

取組主体

引き受け手(農業者、農業者組織、農業参入法人 等)

地域協議会又は会員(市町村、農業委員会、農業公社、農業協同組合、土地改良区 等)

その他(農地・水・環境保全向上対策の活動組織、中山間地域等直接支払の協定集落等)



荒廃農地



・地域の農業者が再生作業を行う場合等

荒廃の程度に応じて
3万円又は5万円/10a



・重機等を用いて再生作業を行う場合
(経費が高額となる場合)

補助率 1 / 2 以内等

「重機等」は、ブルドーザーやバックホウ等の重機、チェーンソー



土づくり

最大2年間
2.5万円/10a

土づくりは、肥料、有機質材の投入、緑肥作物の栽培等



作物の作付け

1年間
2.5万円/10a

「作物の作付け」に対する支援は、畑における野菜、麦、大豆、そば、蜜源作物、飼料作物、果樹、茶、山菜等の作付けが対象(水田は除く)